



新型コロナウイルス感染症に伴う
個人向けの支援 主な施策



情報は更新・追加される場合があります。
 詳しくは市ホームページや電話で確認してください。



給付・補助	全ての市民	特別定額給付金 ※8月25日まで 国	対象者1人につき10万円を給付します。進捗状況を市の問い合わせ用ホームページ及びコールセンターへの電話で確認できます。		吹田市特別定額給付金 コールセンター TEL：050-5370-7935
	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金 国	対象児童1人につき1万円を給付しました。(ただし公務員は申請後、支給します)		子育て給付課 TEL：06-6384-1470 FAX：06-6368-7349
	ひとり親世帯	ひとり親世帯への臨時特別給付金 国	児童扶養手当受給世帯の所得水準にある低所得のひとり親世帯などに、1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円を支給。		生活困窮者自立支援センター TEL：06-6105-8104 FAX：06-6368-7348
	家賃の支払いが困難	住居確保給付金 国	離職などにより住居を失ったまたは住居を失うおそれのある人へ家賃相当額(上限あり)を有期で給付し、住居と就労の確保に向けた支援を行います。		生活困窮者自立支援センター TEL：06-6105-8104 FAX：06-6368-7348
	感染(疑い含む)で働くことができなかった	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の傷病手当金 府	仕事を休むことによって受け取ることができなかった給与などの平均額の3分の2相当額を支給します。		国民健康保険課給付グループ TEL：06-6384-1337 FAX：06-6368-7347
貸付	休業や失業で収入が減少し、家計が維持できない	緊急小口資金 国	貸付上限20万円		吹田市社会福祉協議会 TEL：06-6339-1205 FAX：06-6339-1202
		総合支援資金 国	単身世帯15万円以内・複数世帯20万円以内 ※貸付期間は原則3か月		
猶予・減免	一時的に上下水道料金の納付が困難な人	上下水道料金の納付猶予 市	支払期限の延長や分割納付ができる場合があります。		水道部総務室 料金担当 TEL：06-6384-1255 FAX：06-6384-1534
	一時的に市税の納税が困難な人	納税の猶予(分割納付など) 市	相談内容に応じて、納税の猶予・分割納付などの対応を行います。		納税課 TEL：06-6384-1331 FAX：06-6368-7344
	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の納付が困難な人	国民健康保険料の徴収猶予 市	相談内容に応じて、徴収猶予・分割納付などの対応を行います。		国民健康保険課 TEL：06-6384-1241 FAX：06-6368-7347
		国民健康保険料の減免 市	国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。		
		介護保険料の納付猶予・減免 市	相談内容に応じて、介護保険料の納付猶予・減免などの対応を行います。		高齢福祉室 TEL：06-6384-1343 FAX：06-6368-7348
	収入が減少し、市営住宅の家賃の支払いが困難な人	国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例制度等の臨時特例 国	失業や収入が下がったなど、一定の要件に該当する人は、本人の申請に基づき、国民年金保険料の免除等が適用できる場合があります。		吹田年金事務所 TEL：06-6821-2401 国民年金課 TEL：06-6384-1209 FAX：06-6368-7346
	収入が減少し、市営住宅の家賃の支払いが困難な人	市営住宅の家賃(住宅使用料)の減免 市	収入の状況に応じて、市営住宅の家賃を減額します。		住宅政策室 TEL：06-6384-1923 FAX：06-6368-9902
	子供が保育園などに通っている	未就学児の給食費を無償化 市	令和2年5月～令和3年3月に保育所・幼稚園などを利用する3～5歳児の給食費を月額上限6000円無償化。		保育幼稚園室 TEL：06-6384-1592 FAX：06-6384-2105
子供が小・中学校に通っている	小学生の給食費を3月まで無償化、中学生は半額 市	市立小学校：給食費を無償化。 市立中学校：選択制で1食340円の給食費を半額の170円に軽減。		保健給食室 TEL：06-6155-8153 FAX：06-6383-6017	

新型コロナに感染した疑いがある場合
 吹田市新型コロナ受診相談センター TEL：06-7178-1370 FAX：06-6339-2058

発行・編集：吹田市広報課
 TEL：06-6384-1276
 FAX：06-6384-7887